

度を、当該調達物品等が個別業務又は発電用原子炉施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。
発電用原子炉設置者は、調達物品等要求事項に従つて、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。
4 発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。
5 発電用原子炉設置者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む）を作成し、これを管理しなければならない。
6 発電用原子炉設置者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の発電用原子炉設置者と共有するためには、必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。（調達物品等要求事項）

第三十七条 発電用原子炉設置者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならぬ。
一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
六 その他調達物品等に関し必要な事項
3 発電用原子炉設置者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出せねばならない。

第三十八条 発電用原子炉設置者は、調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

第三十九条 発電用原子炉設置者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。
一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
二 手順書が利用できる体制にあること。
三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。

第四十条 発電用原子炉設置者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を見検証することができる場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。

第四十一条 発電用原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。（調達物品の保持）

第四十二条 発電用原子炉設置者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。）の確保が個別業務等要求事項においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。（追跡可能性の確保）

第四十三条 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置の外部の者の物品を所持している場合に当該記録を管理しなければならない。（発電用原子炉設置の外部の者の物品）

第四十四条 発電用原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。（調達物品の保持）

第四十五条 発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。（監視測定のための設備の管理）

第四十六条 発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。（監視測定、分析及び改善）

第六章 監視測定、分析及び改善

第四十七条 発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する発電用原子炉設置の外の者の意見を把握しなければならない。（品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。）

第四十八条 発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているか

（調達物品等の検証）

が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

（識別）

更した場合等において、再度妥当性確認を行なうことをいう。）

（方法及び手順）

第七条に規定する記録に係る要求事項に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び発電用原子炉設置を識別しなければならない。

（監視測定）

さされていること。

（監視測定の結果を無効とする操作から保護）

されいること。

